

議案第197号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について  
道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、首都  
高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線の料金の額及びその徴  
収期間を変更することについて、同条第7項の規定において準用する同条3項及び第  
4項の規定により同意することの議決を求める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

平成23年10月21日付け建土道計第932号をもって同意のあった埼玉県道高速さいたま戸田線の料金の額及びその徴収期間について、その一部を次のとおり変更する。

1(3)中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、同(3)に次のただし書を加える。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

2(1)(注)イ中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

2(3)中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、同(3)に次のただし書を加える。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3(1)ア(㊦)を削る。

3(1)イ(㊦) b中「ETCシステム利用規程(平成20年12月1日)」を「ETCシステム利用規程(平成24年12月6日)」に改める。

3(1)ウ(㊦)の表を次のように改める。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線又は川崎市道高速縦貫線における各出入口等から埼玉線における各出入口等まで	24.0キロメートル超	171.42円	171.42円

3(1)オ(㊦) a中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同(㊦)中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

3(1)カ(イ)中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に改め、同(ロ)中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

3(1)キ(イ)中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に改め、同(ロ)中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

3(2)の次に次のように加える。

(3) 消費税等の取扱い及び割引額又は割引後の額の単位

各項に定める割引額又は割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。